



金 沢 市 公 報

号外第13号の3

令和8年(2026年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●公平委員会規則	
●教育委員会規則		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	3
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則等の一部を改正する規則 (教育総務課)	1	●公営企業管理規程	
○金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	2	○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	3
○金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (")	2	○金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程及び金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	3
●教育委員会訓令甲		●病院事業管理規程	
○金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部改正について (教育総務課)	2	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	4

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則等の一部を改正する規則
(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

生徒指導支援室	を
生徒指導支援室 学びの多様化学校開設準備室	に

改め、同条第2項中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第4条第1項の表中

生徒指導支援室	1	小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	を
生徒指導支援室	1	小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	に
学びの多様化学校開設準備室	1	学びの多様化学校の開設準備に関する事項	

改める。

(金沢市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「担当局長 教育次長」を「事務局長 担当局長」に、「担当所長 事務局長」を「担当所長」に改める。

（金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第3条 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「教育次長」を「事務局長」に改め、同条第9号中「事務局長」を「市立工業高等学校事務局長」に改める。

第3条から第5条まで、第9条第1項及び第10条中「教育次長」を「事務局長」に改める。

別表第1及び別表第2中「教育次長」を「事務局長」に改める。

（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正）

第4条 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育次長」を「事務局長（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則第2条第2項に規定する事務局長をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（令和5年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市立学校の教育職員に係る業務量管理・健康確保措置に関する規則

第1条中「の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」を「に係る業務量管理・健康確保措置（法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条中「の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置」を「に係る業務量管理・健康確保措置」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程（平成16年教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第5条第1項ただし書中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「文書法制課主査」の次に「及び主事」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「担当局長、教育次長」を「事務局長、担当局長」に、「、教頭及び事務局長」を「及び教頭」に改め、同表の備考第2項中「担当局長」、「教育次長」を「事務局長」、「担当局長」に、「担当局長、教育次長」を「事務局長、担当局長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

別表第1中「水道修繕センター所長 担当室長（管理者が定める担当室長を除く。）」を「水道修繕センター所長」に、「担当室長（管理者が定める担当室長に限る。） 副室長」を「担当室長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程及び金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程及び金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項及び7級の項中「、担当室長及び副室長」を「及び担当室長」に改める。

(金沢市企業局事務決裁規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「当該」を「、当該」に改め、「、安全対策室にあつては副室長」を削り、同条第4項を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

別表第3中「副院長」を「副院長 診療部副部長」に、「診療部副部長 事務局次長 医事室長」を「医事室長」に、「市立病院建設準備室長」を「事務局次長 市立病院建設準備室長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年(2026年)3月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄